

質問内容および回答書

業務名：秋田市移住定住情報ホームページ作成保守管理業務委託

質問内容	回答
<p>1 共同企業体（JV）での参加は可能か。また、可とされる場合、各様式の記載方法について知りたい。</p>	<p>1 共同企業体での参加は不可とする。</p>
<p>2 仕様書7(4)について (1) 新規作成のホームページと「ちょうどいいから、住みやすい、秋田市LIFE」のホームページは、今後、併用して運用するのか。 または、「ちょうどいいから、住みやすい、秋田市LIFE」のホームページのコンテンツを新規ホームページに移行させるのか。</p>	<p>2 (1) 既存の「ちょうどいいから、住みやすい、秋田市LIFE」のホームページおよび既存の関連ページと新規に作成するホームページを併用して運用していく。</p>
<p>2(2) 「また、タイトルについては当課が掲げる「ちょうどいいから、住みやすい、秋田市LIFE」とリンクするものであること」とあるが、この「リンクするもの」の解釈を知りたい。</p>	<p>(2) 本市が掲げる「ちょうどいいから、住みやすい、秋田市LIFE」のコンセプトと異なるイメージを感じさせないものであること。</p>
<p>3 仕様書7(5)について 「画像、写真、動画、ロゴ等に含まれるあらゆる著作権等は二次使用までを含めた全ての権</p>	<p>3 本規定は、受託者が新たに使用する画像等について権利処理を済ませていることを条件としたもの。</p>

<p>利処理を行った上で使用するものとする」との記載について、現在のサイトで使用されてる、画像、写真、動画、ロゴ等の流用に於いて、二次利用における制約があるものについて教えて欲しい。</p> <p>また、現在、動画の一部がYoutubeで閲覧できないのは権利上の問題があるものなのか。</p>	<p>既存のホームページで使用している画像、写真、動画、ロゴ等は利用可能であり、制約はない。</p> <p>閲覧できないYoutubeの動画については、既に閲覧できるよう対応済み。なお、権利上の問題ではない。</p>
<p>4 仕様書 7 (6)エ(ア)について</p> <p>マンガ等の制作費、①～③構築のための取材、制作費は今回の契約金額に含めるものと認識すべきか。</p>	<p>4 マンガ等の制作費、①～③構築のための取材、制作費は契約金額に含みます。</p>
<p>5 仕様書 7 (10)について</p> <p>ブラウザMS / I Eバージョン10は技術的な制約が多く、工数掛かり増しが懸念されるためバージョン11以降、又はMS / E d g e で対応することは可能か。</p>	<p>5 ブラウザMS / I Eバージョンについては、バージョン11以降に訂正する。</p> <p>なお、MS / E d g e で対応することは不可とする。</p>